

男鹿市告示第 4 8 号

男鹿市緊急通報サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市緊急通報サービス事業実施要綱の一部を改正する告示
男鹿市緊急通報サービス事業実施要綱（平成 3 1 年男鹿市告示第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後

(決定及び通知)

第 7 条 市長は、前条の申請書を受理した時は、設置の可否を決定し、男鹿市緊急通報サービス事業利用決定（不承認）通知書（様式第 2 号）により申請人に通知しなければならない。

別表

委託料算定基準額表

世帯区分	利用者負担額	市負担額
生活保護以外の世帯（自宅の電話回線を使用）	900円	1,740円

改正前

(決定及び通知)

第 7 条 市長は、前条の申請書を受理した時は、設置の可否を決定し、男鹿市緊急通報サービス事業利用決定（却下）通知書（様式第 2 号）により申請人に通知しなければならない。

別表

委託料算定基準額表

世帯区分	利用者負担額	市負担額
生活保護以外の世帯	月額費用の 2 分の 1（100 円未	月額費用から利用

改正後			改正前		
生活保護以外の世帯（自宅の電話回線を不使用）	1,252円	1,740円		満切り捨て）	者負担額を除いた額
生活保護世帯（自宅の電話回線を使用）	利用者負担無し	2,640円			
生活保護世帯（自宅の電話回線を不使用）	352円	2,640円	生活保護世帯	無料	全額

改正後

様式第1号（第6条関係）
（表面）

男鹿市緊急通報サービス事業利用申請書				
男鹿市長 様			年 月 日	
申請者 住 所				
氏 名 電話番号 対象者との続柄				
男鹿市緊急通報サービス事業を利用したいので、下記のとおり申請します。				
記				
対象者	住 所	電話番号		
	氏 名		生年月日	
	費用区分	☐ 生活保護以外の世帯	☐ 生活保護世帯	
	電話回線	☐ 自宅に電話回線が ☐ ある ☐ ない		
居住・健康状態	☐ 男鹿市内に住所があり、居宅で生活をしている。		☐ 心疾患、脳血管疾患及び転倒の可能性が高い等の緊急事態が予想される。	
	氏 名	続 柄	住 所	電話番号
緊急時連絡先				
鍵の取扱い	☐ 市の委託先事業者			
	☐ その他預け先 住所 氏名 電話番号 対象者との続柄			
	☐ 鍵を預けない			
地区担当民生委員	氏名			
備 考				

改正前

様式第1号（第6条関係）
（表面）

男鹿市緊急通報サービス事業利用申請書				
男鹿市長 様			平成 年 月 日	
申請者 住 所				
氏 名 電話番号 対象者との続柄				
緊急通報サービス事業を利用したいので、下記のとおり申請します。				
記				
対象者	住 所	電話番号		
	氏 名		生年月日	
	費用区分	☐ 生活保護以外の世帯	☐ 生活保護世帯	
	居住・健康状態	☐ 男鹿市内に住所があり、居宅で生活をしている。		☐ 心疾患、脳血管疾患及び転倒の可能性が高い等の緊急事態が予想される。
緊急時連絡先	氏 名	続 柄	住 所	電話番号
鍵の取扱い	☐ 市の委託先事業者			
	☐ その他預け先 住所 氏名 電話番号 対象者との続柄			
	☐ 鍵を預けない			
地区担当民生委員	氏名			印
備 考				

改正後

(裏面)

男鹿市緊急通報サービス事業承諾書

私は、緊急通報サービスを利用するにあたり、下記の事項について承諾します。

記

- 1 緊急通報を発したとき、もしくは、市の委託先事業者からの呼び出しに応答がないときには、市の委託先事業者、協力員及び関係機関等による住宅内への立ち入りを認め、当該立ち入りに際し、やむを得ず住宅等の一部に破損が生じても責任は問わないこと。
- 2 設置された装置は、善良なる管理のもとに最善の注意を払い取り扱うこと。
- 3 装置を使用する権利を譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しないこと。
- 4 利用者の故意又は過失により、機器を破損、紛失したときは、その損害を賠償すること。
- 5 利用者が負担すべき額を引き続き2ヶ月分以上支払わなかったときに、緊急通報サービスの取り消しを受けること。
- 6 本事業又は旧事業を利用したことがある場合に、その利用情報を引き続き利用すること。
- 7 上記のほかに、緊急通報サービスを利用することについて、地区担当民生委員、及び関係機関等に情報提供をすること。

年 月 日

男鹿市長 様

(利用者) 住所
氏名

(申請者) 住所
氏名

改正前

(裏面)

男鹿市緊急通報サービス事業承諾書

私は、緊急通報サービスを利用するにあたり、下記の事項について承諾します。

記

- 1 緊急通報を発したとき、もしくは、市の委託先事業者からの呼び出しに応答がないときには、市の委託先事業者、協力員及び関係機関等による住宅内への立ち入りを認め、当該立ち入りに際し、やむを得ず住宅等の一部に破損が生じても責任は問わないこと。
- 2 設置された装置は、善良なる管理のもとに最善の注意を払い取り扱うこと。
- 3 装置を使用する権利を譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しないこと。
- 4 利用者の故意又は過失により、機器を破損、紛失したときは、その損害を賠償すること。
- 5 利用者が負担すべき額を引き続き2ヶ月分以上支払わなかったときに、緊急通報サービスの取り消しを受けること。
- 6 本事業又は旧事業を利用したことがある場合に、その利用情報を引き続き利用すること。
- 7 上記のほかに、緊急通報サービスを利用することについて、地区担当民生委員、及び関係機関等に情報提供をすること。

平成 年 月 日

男鹿市長 様

(利用者) 住所
氏名

印

(申請者) 住所
氏名

印

改正後

様式第2号（第7条関係）
（表面）

男鹿市緊急通報サービス事業利用決定（不承認）通知書

記 号 番 号
年 月 日

様

男鹿市長

年 月 日付で申請のありました男鹿市緊急通報サービス事業利用申請については、下記のとおり決定（不承認）しましたので男鹿市緊急通報サービス事業実施要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

対象者氏名	
対象者住所	
決定区分	決 定 ・ 不承認
利用者負担額	☐ 月 額 900円 ☐ 月 額 1,252円
	☐ 月 額 352円 ☐ 負担額 無
注 意 事 項	(1) 緊急通報装置は、事業の目的以外の目的で使用できません。また、紛失、破損又は故障したときは、直ちに市にその状況を報告してください。 (2) 申請書に記載した事項に変更があった場合は男鹿市緊急通報システム利用変更（辞退）届（様式第3号）により市に届出してください。 (3) この通知書がお手元に届いた日から、近日中に市の委託業者より設置工事の日程等の連絡があります。 (4) 利用者負担額は、市の委託業者に直接お支払いください。
不承認の理由	

改正前

様式第2号（第7条関係）
（表面）

男鹿市緊急通報サービス事業利用決定（却下）通知書

記 号 番 号
年 月 日

様

男鹿市長

㊤

年 月 日付で申請のありました男鹿市緊急通報サービス事業利用申請については、下記のとおり決定（却下）しましたので男鹿市緊急通報サービス事業実施要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

対象者氏名	
対象者住所	
決定区分	決 定 ・ 却 下
利用者負担額	有（月額900円） ・ 無
注 意 事 項	(1) 緊急通報装置は、事業の目的以外の目的で使用できません。また、紛失、破損又は故障したときは、直ちに市にその状況を報告してください。 (2) 申請書に記載した事項に変更があった場合は男鹿市緊急通報システム利用変更（辞退）届（様式第3号）により市に届出してください。 (3) この通知書がお手元に届いた日から、近日中に市の委託業者より設置工事の日程等の連絡があります。 (4) 利用者負担額は、市の委託業者に直接お支払いください。
却下の理由	

改正後	改正前
	(裏面) この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、男鹿市長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) また、この決定取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に男鹿市を被告(男鹿市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。(なお、決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

改正後

様式第3号（第10条関係）
（表面）

男鹿市緊急通報サービス事業利用変更（辞退）届

年 月 日

男鹿市長 様

利用者
住 所
氏 名
届出者
住 所
氏 名
電話番号
利用者との続柄

男鹿市緊急通報サービス事業利用変更（辞退）について、男鹿市緊急通報サービス事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり届出します。

記		
変 更 項 目	変更前	変更後
利 用 者	住所 氏名 電話番号	住所 氏名 電話番号
緊 急 時 連 絡 先	住所 氏名 続柄 電話番号	住所 氏名 続柄 電話番号
電話回線	自宅に電話回線が ☐ ある ☐ ない	自宅に電話回線が ☐ ある ☐ ない
鍵の 取 扱 い	☐ 市の委託先事業者 ☐ その他預け先 住所 氏名 続柄 電話番号 ☐ 鍵を預けない	☐ 市の委託先事業者 ☐ その他預け先 住所 氏名 続柄 電話番号 ☐ 鍵を預けない
そ の 他		

（裏面へ）

（裏面）
（略）

改正前

様式第3号（第10条関係）
（表面）

男鹿市緊急通報サービス事業利用変更（辞退）届

年 月 日

男鹿市長 様

届出者
住 所
氏 名
電話番号
利用者との続柄

印

男鹿市緊急通報サービス事業利用変更（辞退）について、男鹿市緊急通報サービス事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり届出します。

記		
変 更 項 目	変更前	変更後
利 用 者	住所 氏名 電話番号	住所 氏名 電話番号
緊 急 時 連 絡 先	住所 氏名 続柄 電話番号	住所 氏名 続柄 電話番号
鍵の 取 扱 い	☐ 市の委託先事業者 ☐ その他預け先 住所 氏名 続柄 電話番号 ☐ 鍵を預けない	☐ 市の委託先事業者 ☐ その他預け先 住所 氏名 続柄 電話番号 ☐ 鍵を預けない
そ の 他		

（裏面）
（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。